



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 19 日 (金)  
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (8) (障害福祉課) . . . . . 5 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (9) (子ども発達支援室) . . . . . 11 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則 (10) (子育て支援総室) . . . . . 15 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則 (11) (〃) . . . . . 17 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (12) (健康政策課) . . . . . 20
◇ 公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (1) (警務課) . . . . . 21 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (2) (交通企画課) . . . . . 28

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

保険法が施行されることに伴い、及び加入者等の負担の軽減を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる様式について、加入等の申込み時に交付される書面の確認に関する事項を加える等、所要の規定の整備を行う。

ア 加入等申込書

イ 加入証書

ウ 口数追加証書

(2) 心身障害者扶養共済制度の加入等申込書に添付する書類の一部について、様式を廃止し、独立行政法人福祉医療機構が定める書式によることとする。

(3) 加入者等が提出する書類について、住民票の写し等の添付書類の提出部数を削減する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターにおける施設の利用について、おやつを提供を見直すとともに、新たに衛生用品等を提供することに伴い、使用料の額を定める等所要の改正を行う。

(2) 診療報酬の単価が改定されたことに伴い、使用料の額を見直す。

(3) 児童福祉法施行令に基づく保護者の負担の軽減措置が講じられる場合及び障害者自立支援法に基づく日中一時支援事業による支援が行われる場合における使用料の額の特例を定める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立皆成学園におけるおやつに係る使用料を1食当たり50円(現行 1食当たり140円)に引き下げる。

(2) 鳥取県立総合療育センターにおけるおやつを提供廃止に伴い、これに係る使用料を廃止する。

(3) 鳥取県立総合療育センターの施設の利用に係る使用料の額を次のとおり改定する。

ア 使用料の新設

項目		単位	1単位当たりの使用料の額
衛生器具	アルコール綿花	100グラム	150円
		200グラム	190円
	人工鼻	カニューレ用	540円
		呼吸器用	630円
	カラー注射器	1ミリリットル	10円
		2.5ミリリットル	10円
5ミリリットル		10円	
付添用寝具		1日	130円

イ 使用料の引き上げ

項目		1回当たりの使用料の額	
		改正後	現行
予防接種	三種混合	4,160円	4,060円
	風疹	5,420円	5,210円

虫歯予防フッ素塗布	1,250円	1,220円
-----------	--------	--------

## ウ 使用料の引き下げ

項目		単位	1 単位当たりの使用料の額	
			改正後	現行
薬剤容器	投薬瓶	100ミリリットル	30円	40円
		200ミリリットル	40円	50円
	軟膏容器	20グラム	10円	20円
		30グラム	20円	30円
衛生器具	栄養カテーテル	8 フレンチサイズ	110円	150円
	カテーテルチップ	20ミリリットル	70円	80円
	注射器	10ミリリットル	10円	20円
	経腸栄養セット	1 組	1,260円	1,650円
歯ブラシ		スポンジ	20円	30円

(4) 児童福祉法施行令の規定による保護者の負担上限月額についての軽減措置等が講じられる場合においては、次に掲げる施設の利用に係る使用料の額は、それぞれに定める額とする。

ア 鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園又は鳥取県立中部療育園への児童福祉法の規定による入所等 当該軽減措置後の保護者の負担上限月額

イ 鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターに障害者自立支援法の規定による短期入所をした場合における食事の提供（市町村民税所得割が28万円未満の世帯に係る障害児の利用に限る。） 朝食230円、昼食300円、夕食370円（軽減措置前 朝食400円、昼食530円、夕食650円）

(5) 鳥取県立皆成学園及び鳥取県立総合療育センターにおける食事の提供について、障害者自立支援法に基づく日中一時支援事業による支援が行われる場合にあっては、当該支援に係る食事の提供についての使用料の額は、食事の提供に要する費用に相当する額から当該支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(4)及び(5)を除き、平成22年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

所得税法等の一部が改正され、所得税額等に係る控除の制度が変更されたことに伴い、措置費等の徴収額の決定の際に使用する所得税額及び所得割額の計算方法について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 所得税額を算定する際に適用除外とする控除に、次に掲げる控除を新たに追加する。

ア 所得税法の規定による寄附金控除

イ 断熱改修工事等を含む一定の増改築等を行い、住宅借入金等を有する場合において、所得の額の控除の特例の適用を受ける場合の当該控除

(2) 所得割額を算定する際に適用除外とする控除に、地方税法の規定による寄附金控除を新たに加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は公布日とする。

## 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

所得税法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 負担金の額の区分となる所得税額の定義について、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由  
肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。
- 2 規則の概要
  - (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間を1年間延長する。  
改正前：平成20年1月1日から平成22年3月31日まで  
改正後：平成20年1月1日から平成23年3月31日まで
  - (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第8号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（加入の手續）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）第2条第18号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、第4号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>（1） 障害証明書（<u>独立行政法人福祉医療機構が定める書式によるものとする。</u>）</p> <p>（2） 申込者（被保険者）告知書（<u>独立行政法人福祉医療機構が定める書式によるものとする。</u>）</p> <p>（3）及び（4） 略</p> <p>様式第3号（第4条、第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">加入等申込書</p> <p style="text-align: center;">職 氏名 様</p> <p>鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入（における口数追加を）したいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定に</p>	<p>（加入の手續）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）第2条第18号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、第4号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>（1） 障害証明書（<u>様式第4号</u>）</p> <p>（2） 申込者告知書（<u>様式第5号</u>）</p> <p>（3）及び（4） 略</p> <p>様式第3号（第4条、第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">加入等申込書</p> <p style="text-align: center;">職 氏名 様</p> <p>鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入（における口数追加を）したいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定に</p>

より関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者 住所

氏名

略

略

本共済制度においては、心身障害者を事後的に  
変更できないものとします。

備考 次の書類を添付すること。

- 1 略
- 2 申込者(被保険者)告知書
- 3及び4 略
- (注) 略

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。	
また、この共済制度が加入	
目的に合致していることも確認しています。	

様式第7号(第6条関係)

(表面)

略

加 入 証 書

加入者

住所

氏名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する  
条例に基づき、鳥取県心身障害者扶養共済制度に  
加入していることを証します。

年 月 日

職 氏 名

加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日

より関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者 住所

氏名

略

略

備考 次の書類を添付すること。

- 1 略
- 2 申込者告知書
- 3及び4 略
- (注) 略

様式第7号(第6条関係)

(表面)

略

加 入 証 書

加入者

住所

氏名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する  
条例に基づき、                    の保護者として鳥取県  
心身障害者扶養共済制度に加入していることを証し  
ます。

年 月 日

職 氏 名

加入年月日		
年金管理者	第1順位 の年金 管理者	住 所 氏 名



心身障害者	(ふりがな)	
	氏名	年月日
年金管理者	第1順位の年金管理者	住所 氏名
	第2順位の年金管理者	住所 氏名
	加入年月日 (加入等の効力発生の日)	
	掛金払込期間 年月日～年月日	

(裏面)

- 1 この証書は、大切に保管してください。この証書を紛失したり、汚損したときは、新しい証書を交付しますから、所定の手続により申請してください。
- 2 略
- 3 加入者が死亡したり、重度障害となったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4及び5 略
- 6 心身障害者が加入者より早く死亡したとき、又は加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときには、所定の弔慰金を支給します。
- 7～10 略
- 11 その他、この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度(重要事項のご説明)」でご確認ください。
- 12 略

様式第12号(第11条関係)

年金支給請求書

職 氏名 様

加入者が死亡した(重度障害となった)ので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第8条第1項の規定により年金を支給されるよう関係書類を添えて請求します。

年金管理者	第1順位の年金管理者	住所 氏名
	第2順位の年金管理者	住所 氏名

(裏面)

- 1 この証書は、年金の支給請求時に必要ですので、加入証書と一緒に保管してください。この証書を紛失したり、汚損したときは、新しい証書を交付しますから、所定の手続により申請してください。
- 2 略
- 3 加入者が死亡したり、重度障害となったときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金(加算額)を支給します。
- 4及び5 略
- 6 心身障害者が加入者より早く死亡したとき、又は加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときには、所定の弔慰金(加算額)を支給します。
- 7～10 略
- 11 略

様式第12号(第11条関係)

年金支給請求書

職 氏名 様

加入者が死亡した(重度障害となった)ので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第8条第1項の規定により年金を支給されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

年金受給権者 郵便番号  
(年金管理者) 住所  
氏名 ㊞

略

備考 次の書類を添付すること。

1 及び 2 略

(注) 略

様式第17号 (第14条関係)

甲慰金支給請求書

職 氏名 様

心身障害者が(加入者とその扶養する心身障害者が同時に)死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条第1項の規定により甲慰金を支給されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
氏名 ,

略

備考 次の書類を添付すること。

1 及び 2 略

(注) 略

様式第17号の2 (第14条の2 関係)

脱退一時金給付請求書

職 氏名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退(の口数を減少)したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
氏名 ,

略

備考 次の書類を添付すること。

1 及び 2 略

(注) 略

年 月 日

年金受給権者 郵便番号  
(年金管理者) 住所  
氏名 ㊞

略

備考 次の書類をそれぞれ2部添付すること。

1 及び 2 略

(注) 略

様式第17号 (第14条関係)

甲慰金支給請求書

職 氏名 様

心身障害者が(加入者とその扶養する心身障害者が同時に)死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条第1項の規定により甲慰金を支給されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
氏名 ,

略

備考 次の書類をそれぞれ2部添付すること。

1 及び 2 略

(注) 略

様式第17号の2 (第14条の2 関係)

脱退一時金給付請求書

職 氏名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退(の口数を減少)したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
氏名 ,

略

備考 次の書類を添付すること。(1及び2については2部)

1 及び 2 略

(注) 略

第2条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号及び様式第5号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、様式第12号、様式第17号及び様式第17号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則第4条の規定による加入等申込書及び障害証明書並びに申込者(被保険者)告知書の作成は、この規則の施行前においても行うことができる。

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第9号**

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前							
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）							
施設の利用				1 単位当 たりの使 用料の額	施設の利用				1 単位当 たりの使 用料の額			
項目		単位			項目		単位					
略					略							
3	おやつ	1 食		<u>50円</u>	3	おやつ	1 食		<u>140円</u>			
略					略							
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）							
施設名	項目			1 回当た りの使用 料の額	施設名	項目			1 回当た りの使用 料の額			
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1	予防接種	略		1,250円	鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1	予防接種	略			
			(4)	三種混合					4,160円	(4)	三種混合	4,060円
			(8)	風疹					5,420円	(8)	風疹	5,210円
2	虫歯予防フッ素塗布			<u>1,250円</u>	2	虫歯予防フッ素塗布			<u>1,220円</u>			
略					略							
別表第3（第5条関係）					別表第3（第5条関係）							
施設名	施設の利用			1 単位当 たりの使 用料の額	施設名	施設の利用			1 単位当 たりの使 用料の額			
	項目		単位			項目		単位				
鳥取 県立 総合					鳥取 県立 総合							
2	光 熱水	短期入所の場合	1 日	320円	2	光 熱水	短期入所の場合	1 日	320円			

療育 センター	3 薬 剤容 器	(1) 投薬瓶	略	
			100ミリリ ットル	30円
			200ミリリ ットル	40円
		(2) 軟膏容器	20グラム	10円
			30グラム	20円
	略			
	4 お むつ	略		
	5 衛 生器 具	略		
		(3) 栄養カテ ーテル	8 フレン チサイズ	110円
		(4) カテーテ ルチップ	20ミリリ ットル	70円
		(5) 注射器	略	
			10ミリリ ットル	10円
		略		
		(8) 経腸栄養 セット	1組	1,260円
略				
(11) ネラトン カテーテル		略		
		12フレン チサイズ	40円	
(12) アルコー ル綿花	100グラム	150円		
	200グラム	190円		
(13) 人工鼻	カニュー レ用	540円		
	呼吸器用	630円		
(14) カラー注 射器	1 ミリリ ットル	10円		
	2.5ミリリ ットル	10円		
	5 ミリリ ットル	10円		
6 歯ブラシ	略			
	スポンジ	20円		
7 ク リー ニン	略			
	(4) 靴下	1組	10円	

療育 センター	3 おやつ	1食	140円	
	4 薬 剤容 器	(1) 投薬瓶	略	
			100ミリリ ットル	40円
			200ミリリ ットル	50円
		(2) 軟膏容器	20グラム	20円
			30グラム	30円
	略			
	5 お むつ	略		
	6 衛 生器 具	略		
		(3) 栄養カテ ーテル	8 フレン チサイズ	150円
		(4) カテーテ ルチップ	20ミリリ ットル	80円
		(5) 注射器	略	
			10ミリリ ットル	20円
		略		
(8) 経腸栄養 セット		1組	1,650円	
略				
(11) ネラトン カテーテル	略			
	12フレン チサイズ	40円		
7 歯ブラシ	略			
	スポンジ	30円		
8 ク リー ニン	略			
	(4) 靴下	1組	10円	

	グ			
	8 付添用寝具	1日	130円	
略				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保護者の負担の軽減措置が講じられる場合における使用料の額の特例)

2 政令第50条の6の規定による負担上限月額軽減措置が講じられる場合においては、第3条第1号中「次の表の左欄に掲げる施設給付決定保護者」とあるのは「政令第50条の6の規定による軽減措置（以下「軽減措置」という。）を受ける者」と、「同表の左欄に掲げる施設給付決定保護者」とあるのは「軽減措置を受ける者」と、「同表の右欄に掲げる額」とあるのは「軽減措置後の負担上限月額に相当する額」と、別表第1中「又は市町村民税非課税世帯」とあるのは「市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割額（政令第50条の6第2項第1号の規定により算定した市町村民税の所得割の額をいう。）が28万円未満の世帯」とする。

(日中一時支援による食事の提供についての支援が行われる場合における使用料の額の特例)

3 日中一時支援（障害者自立支援法第77条第1項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害者等を対象とする活動の場の提供、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援をいう。以下同じ。）による食事の提供についての支援が行われる場合（次の各号に掲げる利用の場合に限る。）においては、当該支援に係る食事の提供についての使用料の額は、第4条又は第5条第2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる利用の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 別表第1の1の項の(2)に掲げる利用の場合 同項の(2)により算定した額から日中一時支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額

(2) 別表第3の鳥取県立総合療育センターの項の1の(5)に掲げる利用の場合 同項の1の(5)により算定した額から日中一時支援を委託した市町村が支払うべき食事の提供に係る委託料の額を控除した額

	グ			
略				

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

## ( 施行期日 )

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

## ( 経過措置 )

2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第10号

#### 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法第78条第1項、同条第2項第1号、同項第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）</u>若しくは第78条第2項第3号（<u>地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）</u>、第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、<u>第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）</u>及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、<u>同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の3第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）</u>及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7、附則第5条第3項又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）</u>をいう。</p>

又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7～9 略

様式第2号(第4条関係)

所得税額等申告書

職氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、所得税額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住 所  
氏 名 ,

略

略		
市町村 民 税	略	
	配当控除	有(控除額 円)・無
	住宅取得控除	有(控除額 円)・無
	寄附金控除	有(控除額 円)・無
略		
所 得 税	略	
	住宅取得控除	有(控除額 円)・無
	電子申告に係る 控除	有(控除額 円)・無
	寄附金控除	有(控除額 円)・無

注 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所措置等に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所措置等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

7～9 略

様式第2号(第4条関係)

所得税額等申告書

職氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、所得税額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住 所  
氏 名 ,

略

略		
市町村 民 税	略	
	配当控除	有(控除額 円)・無
略		
所 得 税	略	
	住宅取得控除	有(控除額 円)・無

注 略

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第11号

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則（平成17年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>被措置者等 医療の給付を受ける者及びその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）をいう。</u></p> <p>（3）<u>生計中心者 被措置者等</u>のうち、医療の給付を受ける者の生計を主として維持している者をいう。</p> <p>（4）<u>基準年分の所得税額</u> 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月に行われるものについては、その前々年）の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）被措置者等 医療の給付を受ける者及び<u>主たる扶養義務者をいう。</u></p> <p>（3）<u>主たる扶養義務者</u> <u>民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者</u>のうち、医療の給付を受ける者の生計を<u>その収入により</u>主として維持している者をいう。</p> <p>（4）<u>所得税額等</u> <u>基準年分の所得税額及び基準年度分の市町村民税の所得割額（当該所得割額について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、同法附則第5条第3項又は同法附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては、当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。）をいう。</u></p> <p>（5）<u>基準年分の所得税額</u> 被措置者等の医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（4月から6月に行われるものについては、その前々年）の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p>

及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第1項、同条第2項第1号、同項第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第78条第2項第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額）をいう。

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(負担命令)

第3条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。

- (1) 略
- (2) 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税（地方税法第323条の規定による免除を含む。次条第1項第2号において同じ。）である場合
- (3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

- (1)~(4) 略
- 2 知事は、前項の規定による証明書等の提出がないときは、被措置者等の収入の状況について必要な調査を行うものとする。

別表（第3条関係）

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金の月額
------	-------------------

及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の3第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額）をいう。

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(負担命令)

第3条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、被措置者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の支払を要しないものとする。

- (1) 略
- (2) 被措置者等の基準年度分の市町村民税が非課税である場合
- (3) 略

(負担金の決定資料の提出)

第4条 医療の給付を受ける者の保護者（児童福祉法第6条の保護者をいう。）は、医療の給付の申請を行うときには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める証明書等を提出しなければならない。

- (1)~(4) 略
- 2 知事は、前項の規定による証明書等の提出がないときは、所得税額等について必要な調査を行うものとする。

別表（第3条関係）

階層区分	被措置者等が支払うべき負担金の月額
------	-------------------

	入院	外来		入院	外来
略			略		
			<u>備考 生計中心者とは、被措置者等のうち、医療の給付を受ける者の生計をその収入により主として維持している者をいう。</u>		

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う医療の給付の措置に要する費用の負担命令について適用し、同日前に行われた医療の給付の措置に要する費用の負担命令については、なお従前の例による。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第12号**

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
（使用料等の免除） 第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		（使用料等の免除） 第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成23年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

## 鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（生活安全企画課）</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <sup>めいてい</sup>酩酊者、<u>行方不明者</u>、<u>迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> <p>（5）～（11） 略</p> <p><u>（12） 略</u></p> <p>2 生活安全企画課に、<u>地域安全相談対策室</u>を附置する。</p> <p>3 <u>地域安全相談対策室</u>においては、第1項第2号及び第3号に掲げる事務を処理する。</p>	<p>（生活安全企画課）</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <sup>めいてい</sup>酩酊者、<u>家出人</u>、<u>迷い子</u>その他応急の救護を要する者の保護に関すること。</p> <p>（5）～（11） 略</p> <p><u>（12） サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の総合的対策に関すること。</u></p> <p><u>（13） 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>（14） 略</u></p> <p>2 生活安全企画課に、<u>地域安全対策室</u>を附置する。</p> <p>3 <u>地域安全対策室</u>においては、第1項第2号及び第3号に掲げる事務を処理する。</p>

(生活環境課)

第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(11) 略

(12) サイバー犯罪(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。)の総合的対策に関すること。

(13) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)の施行に関すること。

(14) 略

(刑事部の分課)

第18条 刑事部に次の5課及び科学捜査研究所を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

(刑事企画課)

第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 捜査運営の企画及び指導に関すること。

(2) 指名手配及び捜査共助に関すること。

(3) 犯罪統計に関すること。

(4) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課及び科学捜査研究所の所掌に属しないこと。

(捜査第一課)

第20条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(生活環境課)

第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(11) 略

(12) 略

(刑事部の分課)

第18条 刑事部に次の4課及び科学捜査研究所を置く。

捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

(捜査第一課)

第19条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 捜査運営の企画及び指導に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 指名手配及び捜査共助に関すること。

<p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2 捜査第一課に、機動捜査隊を附置する。</p> <p>3 機動捜査隊においては、<u>第1項第9号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(捜査第二課)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p><u>第22条</u> 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>組織犯罪に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>国際的な犯罪捜査に関すること。</u></p> <p>(10) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(鑑識課)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(科学捜査研究所)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p><u>第25条</u> 交通部に、次の<u>4課</u>及び2隊を置く。</p> <p>交通企画課</p> <p>交通指導課</p> <p><u>交通規制課</u></p> <p>運転免許課</p> <p>交通機動隊</p> <p>高速道路交通警察隊</p>	<p>(10) 略</p> <p>(11) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>(12) <u>犯罪統計に関すること。</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>2 捜査第一課に、<u>刑事捜査指導室及び機動捜査隊</u>を附置する。</p> <p>3 <u>刑事捜査指導室においては、第1項第1号、第11号及び第12号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p>4 機動捜査隊においては、<u>第1項第13号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(捜査第二課)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p><u>第21条</u> 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(鑑識課)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(科学捜査研究所)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p><u>第24条</u> 交通部に、次の<u>3課</u>及び2隊を置く。</p> <p>交通企画課</p> <p>交通指導課</p> <p>運転免許課</p> <p>交通機動隊</p> <p>高速道路交通警察隊</p>
--	---

<p>(交通企画課)</p> <p><u>第26条</u> 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(交通企画課)</p> <p><u>第25条</u> 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 道路交通の規制に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 交通安全施設に関すること。</u></p> <p><u>(6) 交通管制に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p><u>2 交通企画課に、交通規制室を附置する。</u></p> <p><u>3 交通規制室においては、第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事務を処理する。</u></p>
<p>(交通指導課)</p> <p><u>第27条</u> 略</p>	<p>(交通指導課)</p> <p><u>第26条</u> 略</p>
<p>(交通規制課)</p> <p><u>第28条</u> 交通規制課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 道路交通の規制に関すること。</u></p> <p><u>(2) 交通安全施設に関すること。</u></p> <p><u>(3) 交通管制に関すること。</u></p>	
<p>(運転免許課)</p> <p><u>第29条</u> 略</p>	<p>(運転免許課)</p> <p><u>第27条</u> 略</p>
<p>(交通機動隊)</p> <p><u>第30条</u> 略</p>	<p>(交通機動隊)</p> <p><u>第28条</u> 略</p>
<p>(高速道路交通警察隊)</p> <p><u>第31条</u> 略</p>	<p>(高速道路交通警察隊)</p> <p><u>第29条</u> 略</p>
<p>(警備部の分課)</p> <p><u>第32条</u> 警備部に次の3課及び機動隊を置く。</p> <p>警備第一課</p> <p>警備第二課</p> <p><u>警衛対策課</u></p>	<p>(警備部の分課)</p> <p><u>第30条</u> 警備部に次の2課及び機動隊を置く。</p> <p>警備第一課</p> <p>警備第二課</p>
<p>(警備第一課)</p> <p><u>第33条</u> 略</p>	<p>(警備第一課)</p> <p><u>第31条</u> 略</p>
<p>(警備第二課)</p> <p><u>第34条</u> 警備第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(警備第二課)</p> <p><u>第32条</u> 警備第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること (地域課及び警衛対策課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 警衛に関すること(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(4) 警護に関すること(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること (地域課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 警衛及び警護に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>
<p>(警衛対策課)</p> <p>第35条 警衛対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 第31回全国豊かな海づくり大会その他大規模な警衛及び警護を要する行事(以下「海づくり大会等」という。)の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。</p> <p>(2) 海づくり大会等の開催に伴う警衛及び警護に関すること。</p> <p>(3) 海づくり大会等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。</p>	
<p>(機動隊)</p> <p>第36条 略</p>	<p>(機動隊)</p> <p>第33条 略</p>
<p>(警察学校)</p> <p>第37条 略</p>	<p>(警察学校)</p> <p>第34条 略</p>
<p>(警察本部の課等の内部組織の設置)</p> <p>第38条 略</p>	<p>(警察本部の課等の内部組織の設置)</p> <p>第35条 略</p>
<p>(警察署の内部組織の設置)</p> <p>第39条 略</p>	<p>(警察署の内部組織の設置)</p> <p>第36条 略</p>
<p>(部長)</p> <p>第40条 略</p>	<p>(部長)</p> <p>第37条 略</p>
<p>(総括参事官及び参事官)</p> <p>第41条 略</p>	<p>(総括参事官及び参事官)</p> <p>第38条 略</p>

(首席監察官) 第42条 略	(首席監察官) 第39条 略
(地域統括参事官) 第43条 略	(地域統括参事官) 第40条 略
(警衛統括参事官) 第44条 警備部に警衛統括参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 警衛統括参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、警衛に関する事務及び警護に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。	
(課長、室長、所長及び隊長) 第45条 略	(課長、室長、所長及び隊長) 第41条 略
(監査官) 第46条 警務部に監査官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。 2 監査官は、上司の命を受け、会計の監査に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。	
(企画官) 第47条 略	(企画官) 第42条 略
(監察官) 第48条 略	(監察官) 第43条 略
(広報官) 第49条 略	(広報官) 第44条 略
(首席師範) 第50条 略	(首席師範) 第45条 略
(検視官) 第51条 略	(検視官) 第46条 略
(管理官等) 第52条 略	(管理官等) 第47条 略
(附置機関の長) 第53条 略	(附置機関の長) 第48条 略
(校長)	(校長)

<p>第54条 略</p> <p>(副校長)</p> <p>第55条 略</p> <p>(警察署長)</p> <p>第56条 略</p> <p>(副署長)</p> <p>第57条 略</p> <p>(刑事官)</p> <p>第58条 警察署に、刑事官を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 刑事官は、上司の命を受け、署の刑事警察、犯罪の予防及び保安警察並びに警備犯罪の取締りに関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(管理官)</p> <p>第59条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第60条 略</p>	<p>第49条 略</p> <p>(副校長)</p> <p>第50条 略</p> <p>(警察署長)</p> <p>第51条 略</p> <p>(副署長)</p> <p>第52条 略</p> <p>(刑事官)</p> <p>第53条 警察署に、刑事官を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 刑事官は、上司の命を受け、署の刑事警察、犯罪の予防及び保安警察に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(管理官)</p> <p>第54条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第55条 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

**鳥取県公安委員会規則第2号**

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第49条の5の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3～7 略</p> <p>（高速自動車国道等における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>（1） <u>高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線及び岡山米子線）</u></p> <p>（2） 略</p> <p>（3） <u>一般国道373号（駒帰インターチェンジから智頭インターチェンジまでの間における自動車専用道路及び岡山県境から駒帰インターチェンジまでの区間に限る。）</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 通行禁止の規制（力からコマでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁</p>	<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第49条の2第5項の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3～7 略</p> <p>（高速自動車国道等における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、次に掲げる路線に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>（1） 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線</p> <p>（2） 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 通行禁止の規制（力からコマでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁</p>

止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。)の対象から除外する車両  
ア~ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)~(オ) 略

(カ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両(当該者を輸送する車両を含む。(キ)から(サ)までにおいて同じ。)

a~n 略

o 肝臓機能障害 1級から3級までの各級

(キ)及び(ク) 略

(ケ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める重度障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両

a~k 略

l 肝臓機能障害 特別項症から第3項症までの各項症

(コ)及び(サ) 略

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止、高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア~オ 略

別表第2(第7条の2関係)

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (姫路鳥取 線)	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速 自動車国道中国横断自動車道 (姫路鳥取線)智頭インターチ ェンジから鳥取市本高地内高速 自動車国道中国横断自動車道

止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。)の対象から除外する車両  
ア~ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)~(オ) 略

(カ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両(当該者を輸送する車両を含む。(キ)から(サ)までにおいて同じ。)

a~n 略

(キ)及び(ク) 略

(ケ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める重度障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度をいう。)に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両

a~k 略

(コ)及び(サ) 略

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア~オ 略

別表第2(第7条の2関係)

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 (姫路鳥取 線)	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速 自動車国道中国横断自動車道 (姫路鳥取線)智頭インターチ ェンジから鳥取市河原町徳吉地 内高速自動車国道中国横断自動

	(姫路鳥取線)鳥取インターチェンジまで		車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジまで
略		略	
一般国道29号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈地内南隈交差点まで	一般国道29号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈地内南隈交差点まで
一般国道29号	鳥取市菖蒲字深免133-1から同市本高地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)鳥取インターチェンジまで		
略		略	
一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接続する地点から同市秋里地内秋里交差点まで	一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接する地点から同市秋里地内秋里交差点まで
一般国道53号(姫路鳥取線ランプ道)	鳥取市河原町布袋地内一般国道53号と接続する地点から同市河原町稲常地内鳥取南インターチェンジまで		
一般国道53号(姫路鳥取線ランプ道)	鳥取市西円通寺地内一般国道53号と接続する地点から同地内鳥取南インターチェンジまで		
略		略	
主要地方道鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目地内産業道路交差点から同市国府町新通り三丁目地内県道奥谷正蓮寺線と接続する地点まで	主要地方道鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目地内産業道路交差点から同市国府町新通り三丁目地内県道奥谷正蓮寺線と接続する地点まで
主要地方道秋里吉方線	鳥取市秋里地内一般国道9号と接続する地点又は同市江津地内一般国道9号と接続する地点から同市天神町地内天神町交差点まで		
略		略	
主要地方道米子境港線	米子市加茂町二丁目地内一般国道9号と接続する地点から境港市外江町地内境港市道外港外江線と接続する地点まで	主要地方道米子境港線	境港市小篠津町地内境港市道空港線と接続する地点から同市外江町地内境港市道外港外江線と接続する地点まで
略		略	
一般県道河原インター線	鳥取市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジ入口交差点から同市河原町高福地内一般国道53号と接続する地点まで	一般県道河原インター線	鳥取市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線)河原インターチェンジ入口交差点から同市河原町高福地内一般国道53号と接する地点
略		略	

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

	通 行 禁 止 駐 車 禁 止 高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制 時間制限駐車区間規制		除外車指定申請書   年 月 日
鳥取県公安委員会 様		申請者 住所 氏名 (法人にあってはその名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	
車両の種類		車両登録番号	
除外の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
指定を必要とする理由			
第 号  通 行 禁 止 駐 車 禁 止 高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制 時間制限駐車区間規制			
除 外 車 指 定 証			
上記のとおり指定します。ただし、次の条件に従ってください。			
条件			
年 月 日  鳥取県公安委員会 印			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第1号の2(第3条関係)

(その1)

(表)

		番 号	号
通 行 禁 止	駐 車 禁 止	除 外 指 定 車	
高齡運転者等専用時間制限駐車区間規制			
時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制			
使 用 中			
車 両 登 録 番 号			
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先 / 用務先		別紙のとおり	
有 効 期 限	年 月	日まで	
発 行 日	年 月	日	
鳥 取 県 公 安 委 員 会			印

(裏)

<p><u>注 意 事 項</u></p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>次のような駐車はできません。</p> <p>駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）</p> <p>法定駐車禁止規制の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）</p> <p>駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）</p> <p>車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）</p> <p>長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）</p> </div> <p>2 この標章は、交付を受けた本人等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、別紙（交付を受けた本人その他の者により運転者の連絡先又は用務先を読みやすく記載した文書）とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。</p>
---

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。

(その2)

(表)

番 号 号	通 行 禁 止 駐 車 禁 止 高齡運転者等専用時間制限駐車区間規制 時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制  色 素 性 乾 皮 症 患 者 使 用 中  車 両 登 録 番 号  その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両  運転者の連絡先 / 用務先                      別紙のとおり  有 効 期 限                      年      月      日まで 除 外 時 間                      昼間（日の出から日没まで）に限る。 発 行 日                          年      月      日
鳥 取 県 公 安 委 員 会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>	

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）  
法定駐車禁止規制の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）  
駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）  
車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）  
長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

- 2 この標章は、交付を受けた本人等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、別紙（交付を受けた本人その他の者により運転者の連絡先又は用務先を読みやすく記載した文書）とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
  - （1）有効期限が経過したとき。
  - （2）亡失した標章を発見したとき。
  - （3）使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。
- 2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中第24条の改正規定は平成22年3月26日から、第1条中別表第1第5号の改正規定及び第2条の規定は平成22年4月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 鳥取県公安委員会が、この規則の施行の日前に交付した改正前の鳥取県道路交通法施行細則別表第1第2号コの規定による指定に係る指定証及び標章（以下「指定証等」という。）であって、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該指定証等の有効期限が到来するまでの間、改正後の鳥取県道路交通法施行細則別表第1第2号コの規定による指定に係る指定証等とみなす。